

日販協政治連盟
2024年度理事会・通常総会

【日時】 2024年(令6)3月4日(月) 13:00～

【場所】 KKR HOTEL TOKYO 10F「瑞宝の間」
東京都千代田区大手町1-4-1

【式次第】

1. 開会の辞 (河邑康緒副理事長)
2. 理事長挨拶 (深瀬和雄理事長)
3. 議長及び議事録署名人の選出 (司会者指名)
4. 定足数の確認 (議長確認)
5. 議事
 - 第1号議案 2023年度事業報告の件 (深瀬和雄理事長)
 - 第2号議案 同 年度収支決算報告の件 (坂本 收副理事長)
 - 第3号議案 同 年度監査報告の件 (佐伯隆彰監事)
 - 第4号議案 2024年度事業計画(案)の件 (深瀬和雄理事長)
 - 第5号議案 同 年度収支予算(案)の件 (坂本 收副理事長)
 - 第6号議案 役員交代の件 (志村榮三郎副理事長)
 - 第1号報告 評議員指名の件 (國吉延男副理事長)
7. 議員入場
8. 国会議員挨拶 (各議員)
9. 閉会の辞 (本橋常彦副理事長)

■国会議員ご挨拶(予定)

自民党新聞販売懇話会会長	山谷えり子	参議院議員(比例代表)
自民党新聞販売懇話会顧問	高市 早苗	衆議院議員(奈良2区)
自民党新聞販売懇話会会長代行	柴山 昌彦	衆議院議員(埼玉8区)
自民党新聞販売懇話会事務局長	北村 経夫	参議院議員(山口)
公明党新聞販売議員懇話会会長	大口 善徳	衆議院議員(比例代表東海)

2023年度事業報告

2023年度においては、次の事業計画に基づき活動した。

事業計画は、【①新聞の戸別配達を支える再販制度及び特殊指定の堅持の重要性について、立法府の支持を深めることの推進②文字・活字文化を配達で支える新聞販売店に関わる課題において、立法府への支援を要請することの推進③新聞の公共性、戸別配達制度及び軽減税率税制に理解を表明する国会議員の政治活動と国政選挙に際しての応援】と3項目を策定。

1. 事業

(1) 法制、税制、教育及び雇用などに関する活動

まず、新聞に軽減税率が適用されるに至った経緯は次のとおりである。

本連盟の長期にわたる活動と国会議員のご理解とご支援により、2015年(平27)12月、平成28年度税制大綱において「定期購読契約が締結された新聞の適用税率は8%とする」と決定され、消費税率10%へ引き上げ時に導入することが確定した。

当初、増税スケジュールは2015年(平27)10月に引き上げられる予定であったが、2014年(平26)11月に1年6箇月先送り(2017年(平29)4月に引き上げ)とされた。その後、2016年(平28)6月に2年6箇月先送り(2019年10月に引き上げ)と再延期され、2019年(令和)10月1日より施行された。

これは、本連盟が自由民主党新聞販売懇話会及び公明党新聞販売議員懇話会の所属議員に対し、粘り強く要請を続けてきた結果であり、期待どおり新聞の軽減税率は実現されることとなった。

2023年(令和5)11月15日、深瀬和雄理事長をはじめとする連盟執行部は、東京・永田町の参議院議員会館会議室においての公明党新聞販売議員懇話会の政策要望ヒアリングへ出席し、法・税制、教育、外国人雇用、SDGsに関する要望が行われた。

冒頭、大口善徳懇話会会長から、「戸別配達は世界に誇る制度である。皆さんの地域見守りとともに、嵐の日も雨の日もコロナ渦でも新聞を配達されていることに感謝申し上げます。また、子供たちに新聞を読んでもらうことは大事なことで、全国の学力テストでは、新聞を毎日読んでいる子とほとんど読んでいない子では、10点以上の差がある。新聞は社会の窓である。皆さん

の要望をしっかりと受け止める」とあいさつが行われた。

深瀬和雄理事長は、「新聞業界は大変な岐路に立たされている。先生方の支援をお願いしたい」とあいさつした。

この後、本連盟策定要望書「政策要望について」が、深瀬和雄理事長から大口善徳懇話会会長へ手渡された。

—政策要望書の提出—（公明党新聞販売議員懇話会宛）

懇談で大口善徳懇話会会長は、特定商取引法における訪問販売規制条項について、今後に対応していく考えを示し、学校図書館図書整備費については、「地方財政措置なので地方議員と連携して取り組んでいきたい」と述べ、また技能実習制度に代わる新しい雇用制度に触れ、「特定技能1号との接続が必要になる。運輸業のトラック運転手を特定技能1号に追加するかを検討しているようだ。したがって新しい制度についても対応したいと思う」と支援を表明された。さらにSDGsについては、J-クレジット（CO2等の排出削減量などをクレジットとして国が認証する制度）があり、相談してほしいと応じられた。

本橋常彦副理事長は、学校図書館図書整備費について「都道府県によって大分温度差がある。その一つが、図書館の司書あるいは学校司書の設置の割合が高い都道府県ほど新聞をたくさん読んでいるし、学力も高い。新聞だけでなく、図書の整備もしっかりやれば、日本の子供の学力向上や国力につながってくる。ここにぜひとも注目されたい」と要望した。

深瀬和雄理事長は、外国人雇用に関し「学生は2年ないし4年で卒業すると後が続かないので、その後も働ける制度があればいいと思う。また労働時間が週28時間まででは足りないので、伸ばしてほしい」と求めた。

さらに本橋常彦副理事長も外国人雇用について言及。「技能実習生が2020年には9006人が失踪したということだが、新聞販売店は正規の留学生を指定した宿舎でしっかり管理している。学校の出席率も8割を切ると注意し、それ以下になると強制的に帰国させるなど、厳しい制度にしており、帰国時には航空券を空港ゲートの前で渡して帰るのをきちんと確認している。これから政府のガイドラインが出ると思うが、日本語検定で切っただけであれば、留学先に日本が選ばれる。新聞業界に残ってくれるのが一番いいが、日本語がしっかりできる学生が違う産業に就職してくれれば、人手不足対策の戦力になるだろう」と述べ、バックアップを求めた。

公明党側からも種々の取組みの推進をしていきたいなど、本連盟をはじめとした新聞業界側の要望に応じていく旨のあいさつが各議員から行われた。

(2) 選挙への対応

衆議院議員は解散が行われず、総選挙は施行されなかった。

一方、一昨年(2022年(令4)7月10日)の第26回参議院議員通常選挙に際しては、22名に及ぶ立候補者へ支援を行い、全員が当選した。

(自由民主党10名、公明党11名、無所属1名)

(3) 関係議員の政治活動支援

自由民主党新聞販売懇話会、公明党新聞販売議員懇話会などに関係して当業界に理解を示される議員への政治活動については、東京、大阪をはじめとする開催地においてのセミナーや講演会等に適時参加し、当該議員との関係強化を図った。

2. 会議等

2023年度においては、総務会(正副理事長間連絡調整)5回、理事会・通常総会(同日)1回が執行された。中央懇談会(正副理事長・全評議員間連絡調整)は選挙がなく執行されなかった。

3. その他

東京都へ収支決算報告 [2023年(令5)3月30日(木)]

前年度(2022年度)の収支決算報告を東京都選挙管理委員会へ提出し、受理された。

2023年11月15日

公明党新聞販売議員懇話会
会長 大口 善徳 先生

日販協政治連盟
理事長 深瀬 和雄

政策要望について

日頃より、新聞販売業界にご理解、ご支援を賜り衷心より御礼申し上げます。

現在、当業界は大変厳しい状況におかれています。また、2020年初頭より発生したコロナ禍も収束しつつありますが、予断は許されない環境と存じます。

コロナ禍に始まる不安状況と景気浮揚がなかなか訪れない中、購読・折込収入の大幅な減少、深刻化する人手不足と新聞販売店を取り巻く環境は悪化するばかりです。この間、多くの販売店が廃業に追い込まれています。

このままでは販売店の経営を継続していくことはたいへんに難しい状況です。

新聞産業の生命線である戸別配達制度を守るためにも、以下の要望を申し上げます。

1、法・税制に関すること

(1) 特定商取引法における訪問販売条項について

販売店は世界に誇る戸別配達制度の永続を願いながら且つ使命感をもって仕事をしていますが、特商法の訪問販売条項における行き過ぎた規制により、正常な営業活動を制限されないように要望します。

(2) 消費税における軽減税率について

欧米先進諸国は、活字文化擁護の見地から新聞に対しゼロ税率又は軽減税率を適用しており、現在わが国も軽減税率が適用されています。そして、教育上の見地からも国際競争力を高めるべくことを鑑み、軽減税率の適用の継続、又はゼロ税率適用へ向けて新たに活路を開かれることを要望します。

2、教育に関すること

(1) 学校図書館図書整備費について

学校図書館図書整備費は、各学校において図書の購入に充てられていますが、必ずしも図書の中に新聞が包含されていないのが現状ですので、確実に新聞を購入されることを要望します。

(2) 学習指導要領について

学習指導要領には、新聞を教材にすることが多く盛り込まれており、各学校におかれては積極的に授業で使用されることを要望します。

(3) 国会議員の視察について

学校教育において新聞を活用した授業を視察され、教育現場と本業界に対し適切な助言をされることを要望します。

3、外国人雇用に関すること

(1) 労働時間の延長について

現在のところ外国人留学生資格外活動許可は、週28時間の労働時間に制限されていますが、これを週30時間以上に延長されることを要望します。

(2) 新しい雇用制度について

現在、運輸業、小売業、飲食業など各分野の産業において労務不足は慢性化していますが、政府も技能実習制度に代わって新しい雇用制度を検討しています。つきましては、新制度において外国人の雇用に係ることの柔軟な運用を要望します。

4、SDGsに関すること

(1) CO²削減について

気候変動対策のためにCO²削減に協力し、電動バイクに転換していく方針を掲げます。その際、削減したCO²を地方自治体に買い取ってもらえるような仕組みを作られることを要望します。

2023.11.15

公明党新聞販売議員懇話会
政策要望提案者

日販協政治連盟

理事長	深瀬 和雄
副理事長	坂本 收
副理事長	志村榮三郎
副理事長	河邑 康緒
副理事長	國吉 延男
副理事長	本橋 常彦

以上

2023年度決算報告書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 収入の部				
会費収入	7,500,000	7,410,000	90,000	
雑収入	0	79	△ 79	受取利息
当期収入合計(A)	7,500,000	7,410,079	89,921	
前期繰越額	23,369,072	23,369,072	—	
収入合計(B)	30,869,072	30,779,151	89,921	
II 支出の部				
1.政治活動費	15,000,000	3,275,099	11,724,901	
組織活動費	5,000,000	3,275,099	1,724,901	
選挙関係費	10,000,000	0	10,000,000	
2.事業費	3,500,000	1,965,008	1,534,992	
広報費	500,000	96,404	403,596	
事業関連費	3,000,000	1,868,604	1,131,396	
3.経常経費	1,550,000	1,620,569	△ 70,569	
人件費	1,300,000	1,356,329	△ 56,329	
事務所費	150,000	120,000	30,000	
雑費	100,000	144,240	△ 44,240	
4.調査研究費	50,000	8,976	41,024	
5.予備費	500,000	0	500,000	
当期支出合計(C)	20,600,000	6,869,652	13,730,348	
次期繰越額(B)-(C)	10,269,072	23,909,499	△ 13,640,427	

【2023 年度決算 支出について】

1. 政治活動費

○組織活動費内訳

セミナー等参加費用 (97 件)	2,591,000 円
交通費 (セミナー等参加、議員訪問)	410,185 円
その他 (総務会、監査、打合せ等費用)	273,914 円
計	3,275,099 円

2. 事業費

○広報費：「政治連盟報」1 回発行費用 96,404 円

○事業関連費内訳

理事会、総会費用 (KKR ホテル東京)	794,114 円
理事会構成員交通費	973,950 円
総会資料印刷代	100,540 円
計	1,868,604 円

3. 経常経費

○人件費	1,356,329 円
○事務所費 家賃	120,000 円
○雑費 振込手数料、両替手数料、切手代等	144,240 円

4. 調査研究費

国会便覧の購入費 8,976 円

以上

財 産 目 録

(2023年12月31日現在)

科 目	金 額
I. 資産の部	
普通預金 三井住友銀行銀座支店	10,847,443
振替貯金 ゆうちょ銀行	13,093,856
II. 負債の部	
預り金 (源泉税)	31,800
合 計	23,909,499

2023年度決算については、以上のとおりで相違ありません。

2024年2月15日

日販協政治連盟

理事長 深瀬和雄



会計担当副理事長

坂本 收



2023年度決算について監査した結果、誤りのないことを認めます。

2024年2月15日

日販協政治連盟

監事 佐伯隆彰



同 三枝久人



日販協政治連盟 地区別会員数

	2022.12.31	【2023.12.31】
北海道地区	12	5
東北地区	18	17
関東地区	326	307
東京地区	71	116
多京神地区	97	96
中部地区	6	6
北陸地区	0	0
近畿地区	193	181
中国地区	3	3
四国地区	5	5
九州地区	4	5
計	735人	741人

2024年度事業計画(案)

日販協政治連盟

1. 新聞の戸別配達を支える再販制度及び特殊指定の堅持の重要性について、立法府の支持を深めることの推進
2. 文字・活字文化を配達で支える新聞販売店に関わる問題について、立法府の支援を要請することの推進
3. 新聞販売業界に携わる従事者の労働環境の充実及び法的整備について、立法府の理解度を高めることの推進
4. 新聞の公共性、戸別配達制度及び軽減税率税制に理解を表明する国会議員の政治活動と国政選挙に際しての応援

2024年度予算書(案)

(2024年1月1日から12月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	前期予算額	差 異	備 考
I 収入の部				
会費収入	7,000,000	7,500,000	△ 500,000	
雑収入	0	0	0	
当期収入合計(A)	7,000,000	7,500,000	△ 500,000	
前期繰越額	23,909,499	23,369,072	540,427	
収入合計(B)	30,909,499	30,869,072	40,427	
II 支出の部				
1.政治活動費	15,000,000	15,000,000	0	
組織活動費	5,000,000	5,000,000	0	
選挙関係費	10,000,000	10,000,000	0	
2.事業費	3,500,000	3,500,000	0	
広報費	500,000	500,000	0	
事業関連費	3,000,000	3,000,000	0	
3.経常経費	1,720,000	1,550,000	170,000	
人件費	1,500,000	1,300,000	200,000	
事務所費	120,000	150,000	△ 30,000	
雑費	100,000	100,000	0	
4.調査研究費	50,000	50,000	0	
5.予備費	500,000	500,000	0	
当期支出合計(C)	20,770,000	20,600,000	170,000	
次期繰越額(B)-(C)	10,139,499	10,269,072	△ 129,573	

日販協政治連盟 役員名簿(案)

役 職	氏 名	地 区	系 統	備 考
理 事 長	深瀬 和雄	東 京	毎 日	
副理事長	坂本 收	東 京	読 売	
〃	志村榮三郎	〃	朝 日	
〃	河邑 康緒	〃	毎 日	
〃	國吉 延男	〃	読 売	
〃	本橋 常彦	〃	朝 日	
理 事	石野 秀樹	東 京	朝 日	東京都ASA連合会会長
〃	野口 祐二	〃	毎 日	都内毎日会会長
〃	濱田 克己	〃	読 売	東京連合読売会会長
〃	九島 一	〃	産 経	東京都産経会会長
〃	安島 一男	〃	東 京	都内東京会会長
〃	小川 豪	〃	読 売	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	渡邊 伸樹	〃	朝 日	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	牧瀬 清志	〃	産 経	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	羽鳥 幸一	〃	日 経	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	小池 徹	〃	毎 日	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	関口 美穂	〃	朝 日	千代田組合長
〃	志村 昌幸	〃	朝 日	中央組合長
〃	今田 済士	〃	日 経	新宿組合長
〃	易 浩康	〃	東 京	文京組合長
〃	橋本 聖志	〃	読 売	台東組合長
〃	佐野 勉	〃	朝 日	墨田組合長
〃	矢嶋 智裕	〃	東 京	江東組合長
〃	川崎 成史	〃	産 経	品川組合長
〃	工藤 裕徳	〃	読 売	目黒組合長
〃	芝原 哲雄	〃	読 売	大田組合長 (代理)
〃	菅 義明	〃	日 経	世田谷組合長
〃	川田 英明	〃	読 売	渋谷組合長
〃	本間 天則	〃	読 売	中野組合長
〃	井上 拓身	〃	読 売	杉並組合長
〃	西田 利巳	〃	朝 日	豊島組合長
〃	野村 拓実	〃	読 売	板橋組合長
〃	梅内 賢二	〃	読 売	練馬組合長
〃	根本 大	〃	読 売	荒川組合長
〃	長島 意	〃	読 売	北 組合長
〃	黒崎 雄一	〃	朝 日	足立組合長
〃	寺澤 清	〃	読 売	葛飾組合長
〃	佐藤 善信	〃	読 売	江戸川組合長
〃	二宮 泰彦	近 畿	神 戸	日販協近畿地区本部監事
〃	岩田 達承	〃	朝 日	日販協近畿地区本部監事
〃	東出 安明	〃	産 経	日販協近畿地区本部監事
〃	松島 大輔	〃	朝 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	高美 正治	〃	朝 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	片川 章	〃	朝 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	明智 隆夫	〃	産 経	日販協近畿地区本部常任理事
〃	立松 英樹	〃	産 経	日販協近畿地区本部常任理事
〃	田中 淳志	〃	産 経	日販協近畿地区本部常任理事
〃	柴田 裕幸	〃	京 都	日販協近畿地区本部常任理事
〃	中尾 臣裕	〃	京 都	日販協近畿地区本部常任理事
〃	下川 猛	〃	毎 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	真辺 譲司	〃	毎 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	八軒 副夫	〃	毎 日	日販協近畿地区本部常任理事
〃	吉岡 大輔	〃	読 売	日販協近畿地区本部常任理事
〃	瀬島 義郎	〃	読 売	日販協近畿地区本部常任理事
〃	小谷 浩一	〃	読 売	日販協近畿地区本部常任理事
〃	南 浩治	〃	神 戸	日販協近畿地区本部常任理事
〃	後藤 好猛	〃	神 戸	日販協近畿地区本部常任理事
〃	木村 和貫	〃	日 経	日販協近畿地区本部常任理事
監 事	佐伯 隆彰	関 東	読 売	日販協関東地区本部監事
〃	三枝 久人	〃	合 売	日販協関東地区本部監事

役員総計57名【理事55名(理事長1・副理事長4・一般理事50)、監事2名)

2024年度評議員(会員連絡調整者)一覧

役 職	氏 名	地 区	系 統	備 考
評議員	東 靖雄	東 京	読 売	常任評議員 (特に緊密な連絡調整を担当する者)
〃	岩城 善之	東 京	朝 日	〃
〃	山本 明伸	関 東	毎 日	〃
〃	山田 貞夫	近 畿	産 経	〃
〃	北 晴久	東 京	日 経	〃
〃	高木 康夫	関 東	読 売	〃
〃	鈴木 信善	北海道	読 売	北海道管掌
〃	谷津 芳男	東 北	河北新報	東北管掌
〃	渋谷 俊郎	〃	読 売	
〃	永田 幸浩	〃	朝 日	
〃	三宅 一秀	〃	毎 日	
〃	外山 雅通	関 東	読 売	関東管掌
〃	安藤 清一	〃	信濃毎日	
〃	阿部 正一	〃	毎 日	
〃	廣地 進	〃	朝 日	
〃	笠原 淳一	〃	産 経	
〃	山本 敬	〃	読 売	埼玉県新聞販売組合長
〃	清水 昭	〃	毎 日	千葉県新聞販売組合長
〃	三森 由春	〃	毎 日	茨城県新聞販売連合会会長
〃	江田 義久	〃	毎 日	栃木県新聞販売連合会会長
〃	大橋 龍太	〃	合 売	群馬県新聞販売組合長
〃	木戸 信輔	〃	新潟日報	新潟県新聞販売組合長
〃	滝澤 博幸	〃	信濃毎日	長野県政治連盟代表
〃	五味 晃	〃	合 売	山梨県新聞販売商業協同組合理事長
〃	刑部 治	〃	読 売	静岡県新聞販売連合会理事長
〃	澤田 明雄	東 京	産 経	東京管掌・東京都新聞販売同業組合長
〃	中西 啓三	〃	産 経	
〃	佐藤 和昭	〃	東 京	東京都新聞販売同業組合副組合長
〃	真崎 洋一	〃	日 経	
〃	中脇 和俊	〃	日 経	
〃	板橋 雅裕	多京神	朝 日	神奈川県新聞販売組合長代行
〃	乙幡 幸雄	〃	読 売	京浜新聞販売組合長
〃	西山 義規	〃	朝 日	多京神管掌代行・多摩新聞販売同業組合長
〃	仙波 聰典	〃	産 経	
〃	澤登 健一	〃	読 売	
〃	小田 佳輝	〃	朝 日	
〃	亀谷 和正	中 部	読 売	中部管掌
〃	吉野 邦彦	北 陸	読 売	北陸管掌
〃	高橋 宗浩	近 畿	京 都	近畿管掌
〃	水谷 和郎	〃	毎 日	
〃	辻 昭彦	〃	京 都	
〃	堀部 一正	〃	朝 日	
〃	保田 満範	〃	産 経	
〃	武藤竜太郎	〃	読 売	
〃	水谷 光行	〃	神 戸	
〃	大塚 玲	〃	日 経	
〃	名原 健文	中 国	中 国	中国管掌・広島地区新聞販売協議会会長代行
〃	広岡 尚弥	〃	山 陽	山陽新聞販売株式会社社長
〃	三木 直人	四 国	毎 日	四国管掌
〃	斉藤 秀治	九 州	読 売	九州管掌
〃	小関 公久	〃	読 売	
〃	小野 政樹	〃	毎 日	
〃	常陸 義仁	〃	朝 日	
〃	竹下 学	〃	読 売	

合計 54名

自由民主党新聞販売懇話会役員

(2024.2.28)

会 長	山谷えり子	参議院議員	比例
会長代行	柴山 昌彦	衆議院議員	埼玉8区
副 会 長	松本 剛明	衆議院議員	兵庫11区
副 会 長	齋藤 健	衆議院議員	千葉7区
副 会 長	坂本 哲志	衆議院議員	熊本3区
幹 事 長	岡田 直樹	参議院議員	石川
事務局 長	北村 経夫	参議院議員	山口
事務局次長	三宅 伸吾	参議院議員	香川

(防衛大臣政務官兼内閣府大臣政務官)

顧 問	高市 早苗	衆議院議員	奈良2区
-----	-------	-------	------

(経済安全保障担当内閣府特命担当大臣)

自由民主党関係議員リスト (2024. 2現在)

[衆議院議員] ②-1

北海道	5区 和田 義明		
青森県	1区 江渡 聡徳	2区 神田 潤一	3区 木村 次郎
	比例 津島 淳		
宮城県	6区 小野寺五典		
茨城県	2区 額賀福志郎	3区 葉梨 康弘	4区 梶山 弘志
	6区 国光 文乃	7区 永岡 桂子	比例 田所 嘉徳
	比例 石川 昭政		
埼玉県	1区 村井 英樹	2区 新藤 義孝	3区 黄川田仁志
	4区 穂坂 泰	7区 中野 英幸	8区 柴山 昌彦
	9区 大塚 拓	10区 山口 晋	11区 小泉 龍司
	13区 土屋 品子	14区 三ツ林裕巳	15区 田中 良生
	比例 野中 厚	比例 牧原 秀樹	比例 中根 一幸
千葉県	7区 齋藤 健		
神奈川県	2区 菅 義偉	10区 田中 和徳	
東京都	2区 辻 清人	16区 大西 英男	20区 木原 誠二
	21区 小田原 潔	22区 伊藤 達也	23区 小倉 将信
	25区 井上 信治	比例 松本 洋平	比例 越智 隆雄

[衆議院議員] ②-2

愛知県	14区	今枝宗一郎	15区	根本 幸典	
滋賀県	1区	大岡 敏孝	3区	武村 展英	
京都府	比例	田中 英之			
大阪府	比例	宗清 皇一			
兵庫県	3区	関 芳弘	4区	藤井比早之	7区 山田 賢司
	9区	西村 康稔	10区	渡海紀三朗	11区 松本 剛明
	12区	山口 壮	比例	大串 正樹	比例 盛山 正仁
奈良県	2区	高市 早苗			
和歌山県	2区	石田 真敏	3区	二階 俊博	
岡山県	2区	山下 貴司			
熊本県	3区	坂本 哲志			

衆議院 計 60名

[参議院議員]

北海道	長谷川 岳	船橋 利実	
茨城県	上月 良祐	加藤 明良	
栃木県	高橋 克法		
群馬県	清水 真人		
埼玉県	古川 俊治	関口 昌一	
千葉県	猪口 邦子		
山梨県	森屋 宏		
東京都	武見 敬三	朝日健太郎	生稲 晃子
新潟県	小林 一大		
石川県	岡田 直樹		
愛知県	酒井 庸行	藤川 政人	
京都府	西田 昌司		
大阪府	太田 房江	松川 るい	
兵庫県	末松 信介		
奈良県	堀井 巖		
和歌山県	世耕 弘成	鶴保 庸介	
岡山県	石井 正弘		
山口県	北村 経夫		
香川県	三宅 伸吾	磯崎 仁彦	
福岡県	松山 政司		
比 例	山谷えり子	山東 昭子	

参議院 計 31名

衆参両院 合計 91名

公明党 新聞販売議員懇話会

顧問	山口那津男	参議院 東京
顧問	北側 一雄	衆議院 大阪 1 6 区
顧問	斉藤 鉄夫	衆議院 広島 3 区
顧問	石井 啓一	衆議院 比例北関東
顧問	赤羽 一嘉	衆議院 兵庫 2 区
顧問	伊佐 進一	衆議院 大阪 6 区
顧問	秋野 公造	参議院 福岡
顧問	竹谷とし子	参議院 東京
顧問	角田 秀穂	衆議院 比例南関東
顧問	伊藤 孝江	参議院 兵庫
顧問	里見 隆治	参議院 愛知
会長	大口 善徳	衆議院 比例東海
副会長	上田 勇	参議院 比例
副会長	佐藤 茂樹	衆議院 大阪 3 区
副会長	高木 陽介	衆議院 比例東京
副会長	古屋 範子	衆議院 比例南関東
副会長	稲津 久	衆議院 北海道 1 0 区
幹事長	谷合 正明	参議院 比例
副幹事長	浮島 智子	衆議院 比例近畿
副幹事長	西田 実仁	参議院 埼玉
副幹事長	山本 香苗	参議院 比例
幹事	横山 信一	参議院 比例
幹事	山本 博司	参議院 比例
幹事	伊藤 渉	衆議院 比例東海
幹事	國重 徹	衆議院 大阪 5 区
幹事	中野 洋昌	衆議院 兵庫 8 区
幹事	岡本 三成	衆議院 東京 1 2 区
幹事	佐藤 英道	衆議院 比例北海道
幹事	鰐淵 洋子	衆議院 比例近畿
幹事	石川 博崇	参議院 大阪

幹事	杉 久武	参議院 大阪
幹事	河野 義博	参議院 比例
幹事	佐々木さやか	参議院 神奈川
幹事	矢倉 克夫	参議院 埼玉
幹事	平木 大作	参議院 比例
幹事	新妻 秀規	参議院 比例
幹事	三浦 信祐	参議院 神奈川
幹事	宮崎 勝	参議院 比例
幹事	竹内 真二	参議院 比例
幹事	興水 恵一	衆議院 比例北関東
幹事	中川 康洋	衆議院 比例東海
幹事	下野 六太	参議院 福岡
幹事	安江 伸夫	参議院 愛知
幹事	高橋 光男	参議院 兵庫
幹事	塩田 博昭	参議院 比例
幹事	河西 宏一	衆議院 比例東京
幹事	金城 泰邦	衆議院 比例九州
幹事	日下 正喜	衆議院 比例中国
幹事	中川 宏昌	衆議院 兵庫 8 区
幹事	平林 晃	衆議院 比例中国
幹事	福重 隆浩	衆議院 比例北関東
幹事	庄子 賢一	衆議院 比例東北
幹事	窪田 哲也	参議院 比例

衆議院議員 27名 参議院議員 26名 合計 53名

各党・諸派・無所属 関係議員リスト

2024年2月

[衆議院議員]

埼玉県	6区	大島 敦 ^{立民}	12区	森田 俊和 ^{立民}	比例	小宮山泰子 ^{立民}
千葉県	9区	奥野総一郎 ^{立民}				

(^{立民})=立憲民主党 4名)

衆議院 計 4名

[参議院議員]

埼玉県		上田 清司 ^無				
-----	--	--------------------	--	--	--	--

(無所属=1名)

参議院 計 1名

衆参両院 合計 5名

日販協政治連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、日販協政治連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、東京都内にその事務所を置く。

(目的)

第3条 本連盟は、自由主義の理念に則り、新聞のより高い自由、公正、独立性の確保のため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、連盟の目的を達成するため、次の諸活動を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 機関紙その他の印刷物の発行
- (3) 関係方面への宣伝活動
- (4) 新聞販売懇話会所属国会議員及びその候補者等の政治活動の支援
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、連盟の目的に賛同する個人とする。

(加入)

第6条 本連盟の会員になろうとする者は、別に定める加入申込書に会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、本連盟の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、当年度会費を毎年12月末日までに納入しなければならない。

(評議員)

第7条の2 会員の会費をまとめて拠出する団体又は法人の代表者は、理事長と協議の上、会員のうちから評議員を指名し、本連盟の事業の実施に関する連絡調整を委任させる。この場合において、特に緊密な連絡調整を担当する者を常任評議員とする。

2 評議員の用務期間は、2事業年度とし、再委任できる。

(退会)

第8条 会員が本連盟を退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき。

(2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(退会に伴う権利及び義務)

第9条 会員が前条によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類と定数)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 若干名

(2) 監事 若干名

2 理事のうち、1名を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。この場合において、理事長及び副理事長以外の理事は、本連盟と関係する2以上の団体又は法人からの候補者から選任される。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事及び監事を緊急に選任する必要があるときは、本連盟と関係する団体又は法人の代表者からの推挙による会員を充てるものとする。

3 理事及び監事並びに相談役並びに評議員は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、本連盟を代表し、業務を統轄し、業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長と共同して業務を執行し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 会計の業務は、理事長が指名する副理事長が掌理し、執行する。

5 監事は、本連盟の会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された者は、前項の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。

(相談役)

第15条 本連盟に、相談役若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、本連盟に功労のあった者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、本連盟の運営及び業務の処理に関して理事長の諮問に答え、又は、理事長に対して意見を述べる。
- 4 第13条第1項の規定は、相談役について準用する。

第4章 会議

(種別)

第16条 本連盟の会議は、総会、理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(権能)

第18条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本連盟の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第20条 総会及び理事会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は、理事会について準用する。

4 前条第2項第2号又は第3項第2号に定める場合は、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第21条 総会及び理事会の議長は、出席構成員のうちから選出する。

(定足数)

第22条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第23条 総会及び理事会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところにある。

2 総会及び理事会においては、第20条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上に同意があった場合は、この限りでない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第22条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、役員の名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産の管理)

第27条 本連盟の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(資産の支弁)

第28条 本連盟の経費は、資産をもって支弁する。

(会費)

第29条 本連盟の会費は、年1万円とする。

(事業年度)

第30条 本連盟の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本連盟の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議を経て毎年事業年度の開始前に総会の、また当該事業年度前に総会を開催できない場合にあっては、開始後直近の総会の議決を得なければならない。

2 前項また書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行例による。

(事業報告及び収支決算)

第32条 本連盟の事業報告書及び収支決算書及び財産目録は、理事長が毎年事業年度終了後、遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年を終了後直近の総会の議決を得なければならない。

(収支差額の処分)

第33条 本連盟の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第6章 補 則

(規約の変更)

第34条 この規約は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(事務局)

第35条 本連盟の事務を掌理するため、事務局を置く。

附則

- 1 この規約は、平成8年4月17日から施行する。
- 2 平成8年度の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、平成8年4月17日から同年12月31日までとする。
- 3 平成8年度の事業計画及び収支予算については、第31条第1項の「理事会の議を経て」は、「設立発起人一同の議を経て」に読み替えるものとする。
- 4 この規約は、令和4年3月4日から改正施行する。